**わかりやすい版**

**第１期ほっかいどう障がい福祉プラン**

**（令和６年度～令和１１年度）**

※イメージ（絵）

**北　海　道**

**＜表紙・裏表紙のイラストについて＞**

［表紙］

※イメージ（絵）に関する由来

**この計画は、障がいのある人がどこに住んでいても自分らしく安心して暮らせる社会をめざすため、北海道が進めていくことを記載しています。**

**■　計画の期間**

　 令和６年度（2024年度）から令和１１年度（2029年度）までの６年間の計画です。

**■　北海道が進めていくこと**

**１　権利擁護の推進**

・暮らしづらさをなくすために、まちのみんなで話し合い、解決していきます。

・見た目にはわかりにくい障がいなどにより、気づかいを必要としている人への思いやりのある行動を、ヘルプマークやヘルプカードでわかってもらえるようにします。

・北海道障がい者権利擁護センターが市町村と一緒に、障がいのある人への虐待（たたく、怒鳴るなど）をなくします。

・障がいのある人への差別をなくすことや、いろいろな障がいにあった対応について、みんなにわかってもらえるようにします。

・「自分のことは自分で決める」という自己決定を大切にして、自分で決めることが難しい人には、決めるための支援をします。

**２　障がいのある人が暮らしやすい地域づくり**

・障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会づくりを目指して、各地域の委員会において、虐待や差別、暮らしづらさなどの問題に対して、みんなで解決できるように考えていきます。

**３　就労支援施策の充実・強化**

　・障がいのある人が働くことについて、まちの人や会社の人に理解してもらうようにします。

　・障がいのある人が会社で働くことができるよう支援します。

　・障がいのある人が働いていない一般の会社に理解してもらうために、きっかけづくりをします。

　・会社で長く働き続けるために、職場の環境に馴れるよう支援します。

　・心の病気になっている人がまた働くことができるよう支援します。

・特別支援学校の見学会などにより、障がいのある生徒が働くことについて、会社の人が理解できるように支援します。

　・農業など、それぞれの障がいの特性にあったいろいろな働く場を広げていきます。

　・事業所でつくった製品が売れるための支援をします。

**４　相談支援体制・地域移行支援の充実**

・障がいのある人や家族が身近なまちで相談を受けやすくするよう支援します。

・施設に入っている人が施設から出てまちで暮らすことができるよう支援します。

・障がいのある人が歳をとったり支援をしてくれている人が急病になったりした時、住み慣れたまちで暮らしていくために支援するしくみ（地域生活支援の拠点）をつくります。

・福祉や保健・医療、学校や企業が一緒になって、赤ちゃんのときから大人になるまで、ずっと支援します。

**５　サービス提供基盤の整備**

・まちで暮らすためにグループホームを増やしたり、安心して一人で民間の住宅で暮らせるよう支援します。

・昼間（日中）の時間に、希望する活動ができる福祉サービスを増やします。

・移動の手助けや、生活を支える補助犬を増やすよう支援します。

・お年寄りや障がいのある人などが一緒に利用できるサービスの場（共生型地域福祉拠点）をつくっていきます。

・Ａ市とＢ町など、住んでいるところで受けられる福祉サービスの差を少なくします。

・施設で暮らしている人の生活をより良くしていきます。

**６　保健福祉・医療施策の充実**

・精神障がいのある人のことをみんなにわかってもらえるようにしたり、心の病気で入院している人が、できるだけ早く退院して、まちで暮らしていけるように、福祉、保健所、病院などが一緒に支援するしくみ（地域包括ケアシステム）をつくります。

　・交通事故や頭のけがなどによる脳の障がいについて、みんなにわかってもらえるようにしたり、福祉サービスが受けられやすくするよう支援します。

・ひきこもりの人や家族が相談しやすくなるよう支援します。

　・お酒やお金を賭けた遊びなどをやめることができない病気について、みんなにわかってもらえるようにしたり、病気がよくなるように支援します。

　・心の病気の予防や治療を受けることができるように支援します。

**７　人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上**

・昼間（日中）の時間に、希望する活動ができる福祉サービスを増やします。

・移動の手助けや、生活を支える補助犬を増やすよう支援します。

・お年寄りや障がいのある人などが一緒に利用できるサービスの場（共生型地域福祉拠点）をつくっていきます。

・Ａ市とＢ町など、住んでいるところで受けられる福祉サービスの差を少なくします。

・施設で暮らしている人の生活をより良くしていきます。

**８　障がい児支援の充実**

・発達の遅れや障がいのある子どもが住み慣れたまちで暮らしていけるよう、市町村の取組をサポートします。

・住み慣れたまちで相談や福祉サービスが受けられるよう支援します。

・親の不安をなくしたり、きょうだいへの支援をします。

・施設で暮らす子どもの生活を支援します。

・市町村、病院、学校などと一緒になって、小さい子どものときから学校卒業まで支援していきます。

・障がいのある子どもと障がいのない子どもが、一緒に成長できるよう支援します。

・呼吸や痰を取ることに助けを必要とする子どもを支援します。

・耳が聞こえにくい子どもへの支援をします。

**９　発達障がい者や在宅の障がいのある人等への支援**

・発達障がいのある人や家族ができるだけ身近な場所で相談が受けられるよう支援したり、みんなに発達障がいのことをわかってもらえるようにします。

　・重い障がいがあったり、呼吸することや痰をとることに助けが必要な人や子どもが、住み慣れたまちで暮らしていけるよう福祉サービスを増やし、その家族を支援します。

・難病（治すことが難しい病気）のある人も福祉サービスを受けることができることを、病院や事業所に広く知らせて利用しやすくします。

**１０　自立と社会参加の促進・取組定着**

・障がいのある人が参加することのできる様々な活動の機会を増やして、生きがいをもって生活できるように支援します。

障がいのある人の芸術活動やスポーツが広まるよう支援します。

　・また、障がいのある人もない人も同じく本を読んだり、必要とすることを学習することできるようお知らせしたり、相談できるようにしていきます。

**１１　北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進**

・障がいのある人が、色々な機械や技術を使って、知りたいことを知ることができるような取り組みを進めます。

・障がいによって、いろいろなコミュニケーションの方法があることを理解してもらい、使いやすくします。また、障がいがあることで話すことや聞くことが難しいときに手助けをする人を増やします。

・手話が日本語とは違う別の言葉であることを理解してもらい、手話を学ぶことができるようにします。

**１２　安全確保に備えた地域づくりの推進**

・障がいのある人が住むところや町中での移動などで心配することなく安全に生活できるようなまちづくりを進めます。

・市町村や施設と協力して、災害が起こった時に、その人にあった手助けができるように支援するほか、障がいのある人が利用する施設において、災害が起きたときに安全なところに逃げることができるための計画をつくるよう指導します。

　・障がいのある人が利用する施設において、人から人へうつる病気にたくさんの人がかかった時に、施設で病気が広がらないように支援したり、入所している人にいつもと同じように福祉サービスが受けられるように支援します。

**■　計画の進め方**

・この計画をきちんと進めていくために、定期的に問題となっているところを確認したり、その確認の結果、必要があれば計画を見直すこととしています。

・また、市町村がつくっている障がい福祉計画がきちんと進んでいくように支援することとしています。

**障がい福祉計画の目標**

**１　施設に入所している人がまちで暮らしていくための目標**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 目標の内容 | 立てた目標 | | 参　考 |
| R8 | R11 |
| 入所の施設からまちで暮らすこととなった人の数 | 235人 | 796人 | 施設に入所している人の数  9,354人 |
| 施設に入所している人の減少数 | 350人 | 817人 |

**２　精神障がいのある人がまちで暮らしていくための目標**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 目標の内容 | 立てた目標 | 参　考 |
| 心の病気で入院している人が短い間で退院できる割合  ・入院後３か月までに退院できる割合  ・入院後６か月までに退院できる割合  ・入院後１年までに退院できる割合 | 68.9％  84.5％  91.0％ | 今の様子  62.2％  77.1％  85.2％ |
| 退院してから１年以内のまちで生活した平均の日数 | 330.1日以上 | 330.1日 |
| 心の病気で１年以上入院している人の数  ・６５歳以上の人の数  ・６５歳未満の人の数 | 5,304人  2,514人 |  |
| 精神障がいのある人がまちで暮らしていけるよう福祉、保健所、病院などが支援について話し合う場 | 圏域２１か所  市町村１７９か所 | ・障がい保健福祉圏域**(※１)**に１か所  ・各市町村に１か所 |

※１　障がい保健福祉圏域は、市町村を２１圏域に分けています。

**３　まちでの暮らしをよくするための目標**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 目標の内容 | 立てた目標 | | 参　考 |
| R8 | R11 |
| 住み慣れたまちで暮らしていくために支援するしくみ（地域生活支援の拠点） | 179市町村 | | 全市町村 |

**４　一般の会社で働いていく目標**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 目標の内容 | | 立てた目標 | | 参　考 |
| R8 | R11 |
| 就労系事業所での経験を生かして働く人の数 | | 1,335人 | | 今の様子  1,043人 |
| 就労移行支援事業所での経験を生かして働く人の数 | | 774人 | 1,014人 | 今の様子  591人 |
| 就労継続支援Ａ型事業での経験を生かして働く人の数 | | 238人 | 307人 | 今の様子  185人 |
| 就労継続支援Ｂ型事業での経験を生かして働く人の数 | | 341人 | 437人 | 今の様子  267人 |
| 就労定着支援事業 | 就労系事業所を経て利用する人 | 1,111人 | 1,566人 |  |
| 長く働いている人の割合が７割以上の事業所の割合 | 25％ | 25％ |  |

※就労移行支援事業→会社で働くための支援をする福祉サービス

※就労継続支援Ａ型事業→事業所に雇われて支援を受けながら仕事をする福祉サービス

※就労継続支援Ｂ型事業→事業所で負担の軽い作業をする福祉サービス。事業所には雇われません。

**５　障がいのある子どもを支援していくための目標**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 目標の内容 | 立てた目標 | | 参　考 |
| R8 | R11 |
| 児童発達支援センターの数 | 21か所 | 21か所 | 障がい保健福祉圏域に１か所以上 |
| 保育所等訪問支援事業所の数 | 21か所 | 21か所 |
| 重い障がいのある子どもを多く支援することができる児童発達支援事業所の数 | 21か所 | 21か所 |
| 重い障がいのある子どもを多く支援することができる放課後等デイサービス事業所の数 | 21か所 | 21か所 |

**６　呼吸や痰を取ることに助けを必要とする子ども等を支援していくための目標**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 目標の内容 | | 立てた目標 | | 参　考 |
| R8 | R11 |
| 住み慣れたまちで暮らしていくための支援について話しあう場 | 北海道  圏域  市町村 | １か所  21か所  123か所 | １か所  21か所  179か所 | ･都道府県に１箇所  ･障がい保健福祉圏域に１か所  ・各市町村に１か所 |
| 支援の相談にのってくれる人の配置 | 北海道  圏域  市町村 | １か所  21か所  125か所 | １か所  21か所  179か所 |

**７　耳が聞こえにくい子どもを支援していくための目標**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 目標の内容 | | 立てた目標 | | 参　考 |
| R8 | R11 |
| 耳が聞こえにくい子どもの支援を中心になって進める体制 | 北海道 | １か所 | １か所 | 都道府県に１か所 |

**８　障がいのある人が相談するところを良くするための目標**

　　相談をするところの対応が良くなるよう市町村を支援していきます。

**９　障害福祉サービスを良くするための目標**

　　サービス事業所がきちんと仕事をしているか確認して、その結果を市町村にお知らせします。

（参考）ヘルプマーク、ヘルプカードについて

|  |  |
| --- | --- |
| ＜ヘルプマーク＞ | ＜ヘルプカード＞ |
| 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、又は妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮が必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように、作成したマークです。  ヘルプマークを身につけた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。 | 障がいがある人などの中には、自分から「困った」をなかなか伝えられない人がいます。支援が必要なのに、「コミュニケーションの障がいのためうまく伝えられない」「困っていることを自覚していない」人もいます。特に、災害時には、困りごとが増えることが想定されます。  「ヘルプカード」は、そういった障がいのある方などが困ったときに助けを求めるためのものです。「手助けが必要な人」と「手助けできる人」を結ぶカードです。 |

第１期ほっかいどう障がい福祉プラン

＜わかりやすい版＞

令和　年(　　年)　　月

発行　　北海道

編集　　北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

〒060-8588　札幌市中央区北３条西６丁目

電　話　011-231-4111　内線25-723

ＦＡＸ　011-232-4068

E-mail　[hofuku.shohuku1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:hofuku.shohuku1@pref.hokkaido.lg.jp)

※イメージ（絵）

